

第6回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年6月15日(木)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について (申請件数 1件)
- 議案第3号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 5件)
- 議案第4号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 2件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 7件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のために出席  
した者(事務局)

事務局長 中村 顕治  
事務局次長 井上 ひとえ  
事務局書記 川島 一利

午後4時03分開会

議長  
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、  
誠にありがとうございます。

これより第6回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

異議なしと認め、6番奥住雄一委員と12番加園好久委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について1件の申請がございました。

譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。

譲受人は、譲渡人の親族で、譲渡人から所有権移転を行って農地の管理を行うということで、今回の許可申請については、許可しても問題はないものと考えております。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくをお願いいたします。

4 番  
(荒幡 善政君)

本日、午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、キュウリ、トマト、タマネギ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでし

た。

以上のことから、議案第1号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、申請番号1番につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、承認したいと思ひます。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長  
(石川 裕一君)

ありがとうございます。それでは議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、1件の申請がございました。

申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和4年8月11日申請人の夫の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして内野委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

4 番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、エダマメが栽培されており、一部作付け準備中でした。②の農地は、作付け準備中でした。③、④の農地は、ナスが栽培されており、一部作付け準備中でした。⑤から⑩の農地は、作付け準備中でした。⑪の農地は、ミカン、ブルーベリー等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、内野委員。

9 番  
(内野 一彦君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第3号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、5件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成25年9月7日に相続し、前回調査は、令和2年5月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成25年9月7日に相続し、前回調査は、令和2年5月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成19年8月9日に相続し、前回調査は、令和2年4月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和元年9月22日に相続し、今回が初めての証明願で、申告書提出日は、令和2年7月3日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成7年11月1日に相続し、前回調査は、令和2年6月15日になります。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議してお

4 番  
(荒幡 善政君)

ります。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。  
それでは荒幡部会長、よろしくお願ひいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、柿、キュウリ、ナスが栽培されておりました。②の農地は、栗が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、サトイモ、ジャガイモが栽培されておりました。②の農地は、トウモロコシ、エダマメ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①、②の農地は、作付け準備中でした。③の農地は、ジャガイモ、サトイモが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、ジャガイモ、ナスが栽培されておりました。②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地は、トマト、ネギ、イチゴ、キュウリ等が栽培されておりました。②、③の農地は、栗が栽培されておりました。④の農地は、サトイモ、ネギ等が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、森谷委員。

2 番  
(森谷 常夫君)

1番から3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、波多野委員。

1 番  
(波多野雅之君)

4番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、高橋委員。

7 番  
(高橋 文雄君)

5番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思ひます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、1件申請がございました。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき作成される農用地利用集積計画に基づき利用権の設定を行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は、令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、本市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われます。

以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思ひます。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荒幡委員。



4 番  
(荒幡 善政君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件申請がございました。

本件は農地法第4条第1項第7号の規定に基づく申請でございます。申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番が共同住宅、申請番号2番が一般住宅でございます。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、波多野委員。

1 番  
(波多野雅之君)

1 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、宮崎委員。

10 番  
(宮崎 義憲君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、7件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(井上ひとえ君)

それではご説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、7件ございます。本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番、2番、3番、5番、6番、7番が一般住宅、申請番号4番が駐車場でございます。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番、2番、3番、4番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありせんので、よろしく申し上げます。

他にございませんか。

はい、加藤委員。

3 番  
(加藤 武君)

5番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、高橋委員。

7 番  
(高橋 文雄君)

6番、7番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第6回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時22分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和5年6月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩